



印刷集・編立行政法人国立印刷局

日 次

〔府令〕

- 公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令
(内閣府七一)
- 〔府令・省令〕
- 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令の一部を改正する命令(内閣府・農林水産七)
- 検疫法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働一一)
- 薬事法施行規則第十一条第一項の試験検査機関を指定する省令の一部を改正する省令(同一一一)
- 厚生労働省組織規則の一部を改正する省令(同一一三)
- 厚生労働省定員規則の一部を改正する省令(同一一四)
- 水産資源保護法施行規則の一部を改正する省令(農林水産六五)
- 持続的養殖生産確保法施行規則の一部を改正する省令(同六六)
- 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令(同六七)

〔告示〕

- 災害対策基本法第一条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件の一部を改正する件(内閣府一三二)
- 本庁監理証券会社及び本庁監理登録金融機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁三四)
- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件(法務三四一)
- 除籍が滅失した件(同三四五)
- 除籍の一部が滅失した件(同三四六)
- 原戸籍が滅失した件(同三四五)
- 平成十三年九月一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に従つて行われるフランス共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務二〇九)

- 人事院規則一一八(職員の定年)の一部を改正する人事院規則
(人事院一一八一一八)

〔規則〕

- 農業取締法第十三条の規定による報告及び検査に関する省令の一部を改正する省令(農林水産・環境六)
- 海上保安庁組織規則の一部を改正する省令(国土交通七八)

- 平成十三年九月十一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に従つて行われるドイツ連邦共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とドイツ連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件
- 災害対策基本法第一条第四号の規定により内閣総理大臣が指定する指定地方行政機関の件の一部を改正する件(内閣府一三二)
- 平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの輸入数量を告示(財務四九四)
- 平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの生鮮等牛肉及び冷凍牛肉の各輸入数量を告示(同四九五)
- 閑税暫定措置法別表第一の大に掲げる物品の平成十五年度の初日から平成十五年五月三十一日までの輸入数量を告示(財務四九四)
- 本庁監理証券会社及び本庁監理登録金融機関を指定する件の一部を改正する件(金融庁三四)
- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件(法務三四一)
- 除籍が滅失した件(同三四五)
- 除籍の一部が滅失した件(同三四六)
- 原戸籍が滅失した件(同三四五)
- 平成十三年九月一日のアメリカ合衆国において発生したテロリストによる攻撃等に対応して行われる国際連合憲章の目的達成のための諸外国の活動に対し我が国が実施する措置及び関連する国際連合決議等に基づく人道的措置に関する特別措置法に従つて行われるフランス共和国軍隊等への物品等の提供に関する日本国政府とフランス共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務二〇九)

- 農業災害補償法第十三条第一項の組合等がその行う農作物共済により支払うべき共済金及び農業共済組合運営事業により支払うべき保険金に係る損害の額の認定に関する準則を定めた件等の一部を改正する件(農林水産九六一)
- 国有林野事業特別会計法施行令第六条の二第三項の規定に基づく農林水産大臣の指定する施設の一部を改正する件(同九六二)
- 食糧庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務を委任する件を廃止する件(食糧庁一)
- 食糧庁の行政文書の管理に関する定めを記載した書面及び帳簿の閲覧所を定めた件を廃止する件(同二)
- 商品取引所法第十条第三項の開設期限が経過したので同法第二百四十七条の二第二号の規定に基づき及び同法第二十条第一項の規定に基づき大阪商品取引所の定款変更の認可を行つた件(経済産業二四四)
- 未成年者の飲酒防止に関する表示基準を定める件の一部を改正する件(同四九六)
- 雇用・能力開発機構労働者財産形成業務方法書の一部を改正する件(厚生労働二三九)
- 化粧品基準の一部を改正する件(同二四〇)
- 工業標準化法第二十一条の二第一項の指定検査機関の名称等の一部を改正する件(同二四五)
- 平成十四年経済産業省告示第三百五十一号の一部を改正する件(同二四〇)
- 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則第三十二条第一項の規定に基づくファイルへの記録の方法を定める件を廃止する件(特許二三)
- 高速自動車国道に関する件(国土交通九九一)
- 平成十四年国土交通省告示第三百五十二号の一部を改正する件(同九九二)

(以下次のページへ続く)

目 次

[告 示]

○組替えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物の公表を行う件(延100件)



編集・印刷
独立行政法人國立印刷局

<抜粋>

○厚生労働省告示第1143号
次に掲げる組換えDNA技術によって得られた生物によりて生じた食品、添加物等の規格基準(昭和二十九年十二月厚生省告示第3百七十号)第一A第三款に規定する安全性審査の手続を経たので、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続(平成11年五月厚生省告示第202号)第三条第一項の規定により公表する。
平成十五年五月六日

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続を経た生物

厚生労働大臣 坂口 力

品種	名 称	申 請 者
じゃがいも	ニューリーフY・ジャガイモRBMT15-101系統	日本センサント株式会社
じゃがいも	ニューリーフY・ジャガイモSEM-T15-15系統	日本モンサント株式会社
てんさい	ラウンドアップ・レディー・テンサイ77系統	日本センサント株式会社

(注) 目次の標題中、「組替え」は「組換え」に修正されます。